

答申第4号

答 申

「本人の傷害被害事件に関し松山東警察署から松山地方検察庁に送致した送致書（事件記録）一式」非開示決定案件

第1 審査会の結論

平成22年3月2日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、平成22年2月16日、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求者の傷害被害事件に関し、平成19年 月 日松山東警察署から松山地方検察庁に送致した、被疑者（ ）の送致書（事件記録）一式」（以下「本件送致書」という。）に記録されている自己に関する個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する処分

実施機関は、本件送致書が犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「捜査規範」という。）第195条の規定に基づき作成された書類であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないと規定される「訴訟に関する書類」に該当するため、条例第46条第2項の規定により開示の適用除外とされることとして非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しと全部開示決定を求め、平成22年3月8日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の理由説明書に対する「反論及び意見書」において主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 刑訴法第53条の2第2項にいう「訴訟に関する書類及び押収物」とは、

被疑者が送致され起訴後に確定判決を得るまでの一連の手続的書類を示し、不起訴処分となり、公判に移行していない事案については含まれないと解する。何故ならば、同条同項は 53 条の後に規定され、それを前提としているからである。

- (2) また、刑訴法第 53 条の 2 について、「訴訟に関する書類」とは、同法 47 条の「訴訟に関する書類」と同様（大阪地裁平成 14 年（行ウ）第 156 号同 16 年 1 月 16 日判決。以下「大阪地裁判決」という。）と判示され、また、刑訴法第 47 条については、「訴訟に関する書類が公判開廷前に公開されることによって訴訟関係人の名誉が毀損され、公序良俗が害され、又は裁判に不当な影響が引き起こされるのを防止する趣旨」（最高裁昭和 27 年（あ）第 801 号同 28 年 7 月 18 日第三小法廷判決）と判示されていることも、刑訴法第 53 条の 2 にいう「訴訟に関する書類」が被告事件を前提としていることの補助根拠となり得る。
- (3) さらに、内閣府の不起訴処分事件の「不起訴裁定書」を対象とする情報公開・個人情報保護審査会の平成 17 年度（行情）答申第 4 号では、「被疑事件・被告事件に関して作成され」としてその連続性を含めて表現し、全体趣旨から処分庁が不起訴処分決定をした判断資料について言及していることが読み取れることから、第 1 次的捜査機関の送致処分は、訴訟に関する処分と性質を異にし、あくまで捜査機関の処分に他ならず、検察官送致段階（被疑事件）までと、公訴提起（被告事件）時における「事件に関する書類」は、その公用財産としての性質を異にするため、捜査機関が作成した「事件に関する書類」は、「訴訟に関する書類」に当たらない。
- (4) そのため、捜査機関である愛媛県松山東警察署で作成し、送致した書類の写しであり、平成 19 年 月 日松山地方検察庁において不起訴処分決定され、起訴公判に移行していない事案に関する本件開示請求の対象公文書（以下「本件文書」という。）は、「訴訟に関する書類」に当たらない。
- (5) ところで、検察庁では、不起訴処分記録について原則非開示としながら、近時にあっては、事件被害者が民事訴訟において権利行使するに当

たり必要である等正当の理由がある場合にはこの原則を緩和し公開している実績がある。個人情報についても、起訴有罪判決を言い渡された被告人はもとより、不起訴処分の被疑者にあつてはそれ以上に本人のプライバシーを保護する必要性が極めて高いので、開示に慎重な取扱いをすべきことはいうまでもないが、開示請求側の利益と、開示される側の不利益を比較衡量するに、前者は後者に比してはるかに大きいといえ、また、現行民事訴訟手続における弁論主義の原則からすれば、裁判官の職権囑託による証拠収集の以前に、原告に挙証責任があるから、開示によりこれに寄与することは、まさしく公用財産の適法な利用であつて、この入手の道を閉ざすこと自体が問題である。

- (6) なお、本件文書の開示は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 724 条に規定する時効消滅期間の起算点の立証に寄与するものであり、また、物損・人身に係わる交通事故処理事件につき、司法処分を必要としない事案に関し申請後有償交付している「事故証明」と実質的に何ら変わりはない。
- (7) したがって、本件文書は「訴訟に関する書類」には当たらないこと及びその他を勘案するに、本件処分は不当であり、加害者に損害賠償請求を検討する請求人の権利行使に必要不可欠であるので、全部開示処分が相当である。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない（条例第 46 条第 2 項）とされており、これは、これらの個人情報個別法において開示等の手続が自己完結的に定められているため、国の制度との整合性を考慮し適用除外とされたものである。
- (2) 刑訴法上、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定は適用しない（第 53 条の 2 第 2

項)とされ、同条にいう「訴訟に関する書類」とは、「同法 47 条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」(大阪地裁判決)と解されている。

(3) なお、刑訴法第 53 条の 2 において「訴訟に関する書類」が行政機関個人情報保護法の適用対象外とされた趣旨は、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、刑訴法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法(第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いことによるものである。

(4) 本件送致書は、事件を送致するため捜査規範第 195 条に基づき作成された「送致書(事件記録)一式」であり、刑訴法第 53 条の 2 に規定する「訴訟に関する書類」であるから、条例第 46 条第 2 項の規定により、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は適用されないため、条例第 21 条第 2 項に基づき、本件処分を行ったものである。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求の対象公文書について

本件送致書は、司法警察員が犯罪の捜査をしたときに刑訴法第 246 条に

基づき検察官へ事件を送致するに当たり、捜査規範第 195 条に基づき、関係書類及び証拠物を添付の上、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付し作成することとされている文書であり、本件文書は、実施機関が公文書として保有する本件送致書の写し、控え又は施行政案と特定される。

2 本件開示請求に係る個人情報の条例第 46 条第 2 項の該当性について

- (1) 行政機関個人情報保護法第 4 章の規定を適用しないこととされる個人情報については、国の制度との整合性を考慮し、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は適用しない（条例第 46 条第 2 項）とされており、刑訴法上、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定は適用しない（同法第 53 条の 2 第 2 項）とされている。
- (2) なお、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項において、「訴訟に関する書類」に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定を適用せず、同条第 2 項で「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に行政機関個人情報保護法第 4 章の規定を適用しないこととされた趣旨は、「訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、刑訴法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、これらの書類及び押収物は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること（「詳解情報公開法」総務省行政管理局編）」によるものと解される。

- (3) また、刑訴法 53 条の 2 にいう「訴訟に関する書類」とは、「同法 47 条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当」(大阪地裁判決)と判示され、具体的には、「被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる(「行政機関等個人情報保護法の解説」総務省行政管理局監修)」とされているところである。
- (4) これを本件についてみると、本件送致書は、刑訴法第 246 条に基づき検察官に送致した書類であって、検察官が被疑事件に関して取得した書類であるから、その余の点について判断するまでもなく刑訴法第 53 条の 2 にいう「訴訟に関する書類」に該当するものであり、これらに記録されている個人情報については、同条第 2 項に基づき、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されないものであるから、実施機関が保有する本件送致書の写し等の本件文書に記録されている個人情報についても、条例第 46 条第 2 項の規定に基づき、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定は適用されないものである。
- (5) なお、検察庁では、不起訴記録を原則非開示としながら、近時、民事訴訟等において被害回復のための権利行使を目的とする場合に閲覧を認めるなど被害者保護の観点から弾力的な運用が図られているとする点については、請求人の主張するとおりであるが、検察庁における本件取扱いは、「被害者等に対する不起訴記録の開示の取扱いについて」(平成 12 年 2 月 4 日刑事局長通知)等で示されているとおり、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」とする刑訴法第 47 条ただし書の規定に基づくものである。
- (6) したがって、この点からも刑訴法第 47 条にいう「訴訟に関する書類」

には、不起訴記録が前提として含まれていることが明らかであり、刑訴法第 53 条の 2 について、「訴訟に関する書類」とは、同法 47 条の「訴訟に関する書類」と同様」と判示する大阪地裁判決を引用し、刑訴法第 53 条の 2 にいう「訴訟に関する書類」は被告事件を前提としたもので、不起訴処分となり公判に移行していない事案については含まれないとする審査請求人の主張は認めることはできない。

3 本件処分の妥当性について

以上のとおり、条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の規定が適用されない個人情報に係る本件開示請求について、条例第 21 条第 2 項に基づき非開示とした決定は妥当と認められるので、結論のとおり判断した。

付記

審査請求人が開示を求める個人情報及びその他の情報については、刑訴法等で情報開示等の取扱いが自己完結的に定められていること等の理由により、行政機関個人情報保護法第 4 章及び条例第 2 章第 2 節及び第 3 節の適用対象外とされ、条例に基づく開示請求権を行使しても開示されることはない。

なお、審査請求人の主張にもあるように、被害者等にとっては、民事訴訟等において被害回復のための正当な権利行使のため開示を必要とする場合には、刑訴法第 47 条ただし書の規定に基づき検察庁が行う不起訴記録の閲覧の制度を利用する途が開かれている。

第 6 審査会の審議の経過等

当審査会の審議の経過等は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年月日	処理内容
平成 22 年 4 月 30 日	諮問
同年 5 月 6 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同月 28 日	実施機関から理由説明書を受理
同月 31 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 6 月 28 日	審査請求人から「反論及び意見書」を受理
同年 7 月 1 日	実施機関に「反論及び意見書」を送付
同月 30 日	審査会（第 1 回審議）
同年 10 月 15 日	審査会（第 2 回審議）
平成 23 年 1 月 7 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
宇都宮 純 一	愛媛大学法文学部教授	
客 野 久 子	えひめ DV 被害者サポートセンター代表	
桐 木 陽 子	松山東雲短期大学教授	
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	